

議案第90号

川崎市水道条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成21年9月3日提出

川崎市市長 阿部孝夫

川崎市水道条例の一部を改正する条例

川崎市水道条例（昭和33年川崎市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第33条第1項第1号中

「

| 基本料金                  | 超過料金（1立方メートルにつき）                   |
|-----------------------|------------------------------------|
|                       | 10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 139円       |
|                       | 20立方メートルを超え25立方メートルまでの分 185円       |
|                       | 25立方メートルを超え30立方メートルまでの分 194円       |
|                       | 30立方メートルを超え50立方メートルまでの分 209円       |
|                       | 50立方メートルを超え100立方メートルまでの分 253円      |
| 使用水量10立方メートルまで 720円   | 100立方メートルを超え200立方メートルまでの分 278円     |
| ただし、8立方メートル以下の場合 530円 | 200立方メートルを超え500立方メートルまでの分 329円     |
|                       | 500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分 346円   |
|                       | 1,000立方メートルを超え2,000立方メートルまでの分 360円 |
|                       | 2,000立方メートルを超え5,000立方メートルまでの分 410円 |

|  |                                    |       |
|--|------------------------------------|-------|
|  | ルまでの分                              | 369 円 |
|  | 5,000 立方メートルを超え 10,000 立方メートルまでの分  | 377 円 |
|  | 10,000 立方メートルを超え 30,000 立方メートルまでの分 | 398 円 |
|  | 30,000 立方メートルを超える分                 | 411 円 |

」

を

「

| 基 本 料 金                  | 超 過 料 金 (1 立方メートルにつき)          |                   |
|--------------------------|--------------------------------|-------------------|
| 使用水量 8 立方メートルまで<br>530 円 | 8 立方メートルを超え 10 立方メートルまでの分      | 95 円              |
|                          | 10 立方メートルを超え 20 立方メートルまでの分     | 139 円             |
|                          | 20 立方メートルを超え 25 立方メートルまでの分     | 185 円             |
|                          | 25 立方メートルを超え 30 立方メートルまでの分     | 194 円             |
|                          | 30 立方メートルを超え 50 立方メートルまでの分     | 209 円             |
|                          | 50 立方メートルを超え 100 立方メートルまでの分    | 253 円             |
|                          | 100 立方メートルを超え 200 立方メートルまでの分   | 278 円             |
|                          | 200 立方メートルを超え 500 立方メートルまでの分   | 329 円             |
|                          | 500 立方メートルを超え 1,000 立方メートルまでの分 | 343 円             |
|                          |                                | 1,000 立方メートルを超える分 |

」

に改め、同項第 3 号中「前各号」を「前 3 号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 前号の規定にかかわらず、本市工業用水道事業の水源として給水する場合の料金は、1 立方メートルにつき 185 円とする。

第 40 条の 2 に次の 1 項を加える。

- 8 前各項の規定にかかわらず、本市工業用水道事業の水源として給水する場合については、加入金を徴収しない。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附則に次の見出し及び4項を加える。

（平成22年4月1日から平成25年3月31日までの使用に係る料金に関する特例）

3 平成22年4月1日から平成25年3月31日までの使用に係る料金に関する第33条第1項第1号（メーターを共用する共同住宅等について当該共同住宅等の戸数に応じて料金を算定する場合を除く。）及び第2号の規定の適用については、同項中「算定した額に」とあるのは、「算定した額から50円（使用日数が15日以内のものについては、25円）を控除した額に」とする。

4 平成22年4月1日から平成25年3月31日までの使用に係る料金に関する第33条第1項第1号（メーターを共用する共同住宅等について当該共同住宅等の戸数に応じて料金を算定する場合に限る。）及び第3号の規定の適用については、同項中「算定した額に」とあるのは、「算定した額から1戸につき50円（使用日数が15日以内のものについては、25円）を控除した額に」とする。

5 平成22年4月1日前最後の検針日の翌日から平成22年4月1日以後最初の検針日までの間における料金は、平成22年4月1日前の使用日数及び平成22年4月1日以後の使用日数に応じて、日割りにより算定する。

6 前項の規定は、平成25年4月1日前最後の検針日の翌日から平成25年4月1日以後最初の検針日までの間における料金について準用する。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例第33条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日の前日までの使用に係る水道料金については、なお従前の例による。

参考資料

### 制 定 要 旨

水道料金を改定すること、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの使用に係る水道料金について特例措置を講ずること等のため、この条例を制定するものである。